

東京都自転車活用推進計画検討会設置要綱

(制定) 平成 30 年 8 月 31 日付 30 都市基交第 620 号

(改正) 令和 2 年 9 月 28 日付 2 都市基交第 629 号

(目的)

第一条 自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号。）第十条第一項の規定に基づき、国が策定する自転車活用推進計画を勘案して、「東京都自転車活用推進計画」を策定した。令和 3 年度以降の次期計画策定において、より一層自転車の活用の推進を図るため、社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しを行うことを目的として、東京都自転車活用推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 東京都自転車活用推進計画に関する改定案の作成及び事業の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について関係各局相互の調整に関すること。
- 三 前号に掲げるもののほか、検討会で必要と認めること。

(組織)

第三条 検討会は、別紙に掲げる委員（座長含む。）及びアドバイザーにより構成する。

(座長)

第四条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、検討会を招集し、議事を総理する。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 4 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 5 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(検討部会)

第五条 検討会は、検討すべき内容に係る調整等を行うため、検討会の下に検討部会を設ける。

- 2 検討部会に座長を置く。
- 3 座長は、検討部会を招集し、議事を総理する。
- 4 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して、検討部会への出席等必要な協力を依頼することができる。
- 5 前条の規定のほか、座長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 6 座長に事故がある場合は、座長が指定する者がその職務を代理する。

(会議の公開)

第六条 検討会及び検討会の資料は、公開とする。ただし、座長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(事務局)

第七条 検討会の事務局は、都市整備局都市基盤部交通企画課に置く。

(補則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

「東京都自転車活用推進計画検討会」委員名簿

- 座長 岸井隆幸 日本大学理工学部土木工学科特任教授
- 委員 高井典子 神奈川大学国際日本学部国際文化交流学科教授
- 委員 宮地元彦 国立健康・栄養研究所 研究部長
- 委員 都民安全推進本部 治安対策担当部長
- 委員 総務局 企画担当部長
- 委員 オリンピック・パラリンピック準備局 大会企画調整担当部長
- 委員 都市整備局 交通政策担当部長
- 委員 環境局 環境改善部長
- 委員 福祉保健局 保健政策部長
- 委員 産業労働局 観光振興担当部長
- 委員 建設局 道路保全担当部長
- 委員 港湾局 開発調整担当部長
- 委員 交通局 企画担当部長
- 委員 教育庁 教育政策担当部長
- 委員 警視庁 交通部 交通総務課長
- 委員 警視庁 交通部 交通規制課長
- オブザーバー 政策企画局 技術政策調整担当部長
- アドバイザー 鈴木美緒 東海大学工学部土木工学科特任准教授